

短期入所生活介護事業所さおう健生苑本館  
((介護予防) 短期入所介護)  
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(広島県指定 第 3471509129号)

当施設は利用者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 利用施設	2
3. 職員の配置状況	3
4. 施設が提供するサービスと利用料金	4
5. 衛生管理等について	9
6. 継続計画の策定等について	9
7. 虐待の防止について	9
8. 身体拘束について	10
9. 苦情の受付	11
10. 事故発生時の対応	11
11. 連帯保証人	12

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人健生会
- (2) 法人所在地 広島県福山市沼隈町大字能登原 1436 番地 1
- (3) 電話番号 084-987-1299
- (4) 代表者氏名 理事長 定藤 英治
- (5) 設立年月 平成18年8月4日

## 2. 利用施設

- (1) 施設の種類 併設ユニット型（介護予防）短期入所生活介護事業所

※当施設は指定地域密着型特別養護老人ホームさおう健生苑本館に併設されています。

- (2) 施設の目的及び方針

この事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービス又は指定（介護予防）居宅サービスを提供するように努めます。また、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- (3) 施設の名称 (介護予防) 短期入所生活介護事業所さおう健生苑本館
- (4) 施設の所在地 広島県福山市蔵王町4112-1
- (5) 電話番号 084-941-6889
- (6) 施設長氏名 山根 俊彦
- (7) 開設年月日 平成30年5月1日
- (8) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	随時

- (9) 利用定員 10人

- (10) 通常の事業実施地域 福山市

- (11) 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備を用意しています。他の種類の室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出ください。

(但し、室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	10室	全室ユニット型個室
共同生活室	1ユニット	1階ホール・機能訓練室
浴室	各フロア	機械浴槽・一般浴槽、シャワー
医務室	1室	
静養室	1室	
地域交流スペース	1室	

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその諾否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族と協議のうえ決定するものとします。ただし、居室の空き状況によりご希望にそえない場合があります。

### 3. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護・看護職員(兼務)	17名	13名
3. 生活相談職員	1名	1名
4. 介護支援専門員(兼務)	1名	1名
5. 機能訓練指導員(兼務)	1名	1名
6. 医師(非常勤)	1名	1名
7. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	随時
2. 介護職員	早③ : 7:00～16:00 日① : 9:00～18:00 遅② : 11:00～20:00 夜① : 16:00～10:00
3. 看護職員	早⑥ : 8:00～17:00 早⑧ : 8:30～17:30
4. 機能訓練指導員	早⑥ : 8:00～17:00 早⑧ : 8:30～17:30

**4. 当施設が提供するサービスと利用料金**

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。 |
|--|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(7割から9割)が介護保険より給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床し、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：8:00～                  昼食：12:00～                  夕食：18:00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・利用者の排泄の介助を行います。

④個別機能訓練

- ・機能訓練指導員又は看護職員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤口腔機能向上

・利用者の口腔機能の向上のための口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する訓練を実施します。

⑥送迎サービス

・利用者の希望により、ご自宅と施設間の送迎サービスを行います。

⑦その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第5条参照）

① 食費・居住費

入所者 負担段階	居住費（滞在費）	食費	合計
	負担限度額	負担限度額	入所者負担額
第1段階	880円/日	300円/日	1,180円/日
第2段階	880円/日	600円/日	1,480円/日
第3段階①	1,370円/日	1,000円/日	2,370円/日
第3段階②	1,370円/日	1,300円/日	2,670円/日
第4段階	2,200円/日	1,445円/日	3,645円/日

※ 食事代の内訳・・・朝食：385円 昼食：530円 夕食：530円

※ 食費・居住費について、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、当該認定証に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

② 生活短期入所生活介護費

【併設型ユニット型短期入所生活介護】

要介護度	基本単位数	入所者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	529	529円	1,058円	1,587円
要支援2	656	656円	1,312円	1,968円
要介護1	704	704円	1,408円	2,112円
要介護2	772	772円	1,544円	2,316円
要介護3	847	847円	1,694円	2,541円
要介護4	918	918円	1,836円	2,754円
要介護5	987	987円	1,974円	2,961円

※ 連続 61 日目以降 (介護予防の場合は連続 31 日間以降)

要介護度	基本単位数	入所者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	503	503円	1,006円	1,509円
要支援 2	623	623円	1,246円	1,869円
要介護 1	670	670円	1,340円	2,010円
要介護 2	740	740円	1,480円	2,220円
要介護 3	815	815円	1,630円	2,445円
要介護 4	886	886円	1,772円	2,658円
要介護 5	955	955円	1,910円	2,865円

当施設は、短期入所生活介護サービスの加算について下記内容を加算します。

③ 加算料金

加算項目	基本単位数	入所者負担			算定回数等
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
サービス提供体制加算 (I)	22	22円	44円	66円	1日につき
送迎加算 (片道 1 回)	184	184円	368円	552円	送迎を行う場合 1 回につき
個別機能訓練加算	56	56円	112円	168円	1日につき
生産性向上推進体制加算	10	10円	20円	30円	1か月に 1 回
療養食加算	8	8円	16円	24円	1回につき (1日につき 3 回を限度)
緊急短期入所受入加算	90	90	180	270	緊急受け入れをした場合 (1日につき)
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 140/1000	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数 (所定単位数)

#### **サービス提供体制強化加算**

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設が、利用者に対して施設サービスを行った場合に算定します。

#### **送迎加算**

利用者の自宅へ送迎を行った場合に算定します。

#### **個別機能訓練加算**

多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。

#### **生産性向上推進体制加算**

見守り機器などのテクノロジーを導入し、業務改善を継続的に行った場合に算定します。

#### **療養食加算**

疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

#### **緊急短期入所受入加算**

緊急受け入れをした場合に原則7日間まで算定します。やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。

#### **介護職員等処遇改善加算**

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

※ 加算の算定については職員の体制等により異なります。

※ 介護サービス費の利用者負担割合と、居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。利用者負担割合は、介護保険負担割合証でご確認ください。合計所得金額により負担割合が異なります。)

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ①理容サービス

月に1回理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,800円(洗髪、パーマ料金別途必要)

#### ②レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ③片道2時間を超える医療機関（協力医療機関は除く）への送迎にかかる費用

片道2,000円（高速道路をご利用の場合はその費用を別途請求いたします）

#### ④日常生活上必要となる諸経費実費

日常生活品の購入代金等入所者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。なお、日常生活品費(バスタオル、フェイスタオル、おしぼり等)として1日270円の負担をいただきます。

・フェイスタオル等・・・入浴や整容などに使用します。1日2枚200円を負担いただきます。

・おしぼり・・・毎食時使用します。1枚90円(1日3枚270円)を負担いただきます。

※タオル・おしぼり代は1日270円を超えた場合でもそれ以上はいただきません。

※シャンプー・ボディソープ・ハンドソープ類は、施設の物をご使用いただきます。

#### ⑤喫茶代

入居者がメニューからお好きな飲み物をお選び頂き提供致します。1日100円を負担頂きます。

#### ⑥電気代金

各居室で使用の電化製品(テレビ、冷蔵庫、電気毛布等)及び在宅酸素等の医療機器の設置に伴う電気代として一品につき一日50円を負担いただきます。

※これらの価格は、お申込み時点での価格であり、変更時には改めてお知らせ致します。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用はサービス利用終了後、月末締め翌月15日に請求書を送付致しますので、当月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

※15日が土・日・祝日の場合、翌週月曜日又は翌日の送付となります。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ア. 現金支払い（ただし、土・日・祝日を除く9：00～18：00） |
| イ. 指定口座からの引き落とし                   |
| ウ. 銀行振り込み                         |

#### (4) 利用中の医療の提供

利用中に医療機関への受診が必要となった場合、受診の対応（送迎・付き添い）は利用者の家族となりますが、乗降等が困難な場合、福祉（介護）タクシーとなります。

なお、利用者の希望により、下記の医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

##### 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 健照会 住吉ふじい病院
所在地	福山市住吉町4-1
電話番号	(084) 924-2233

医療機関の名称	医療法人 紅萌会 福山記念病院
所在地	福山市港町一丁目15番30号
電話番号	(084) 922-0998

##### 協力歯科医療機関

医療機関の名称	ひらい歯科（往診対応）
所在地	福山市道三町7-14
電話番号	(084) 932-3223

#### (5) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、利用者の都合により短期入所生活介護サービスの利用を中止又は、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 5. 衛生管理等について

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年2回以上実施します。
  - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 6. 継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設長 山根 俊彦
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を年2回以上実施します。

- (7) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8. 身体的拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施します。

身体的拘束に関する担当者	施設長 山根 俊彦
--------------	-----------

## 9. 苦情の受付

当施設は苦情受付窓口を設置し利用者・家族からの苦情に迅速・適切に対応します。

又、当施設への苦情やご意見は行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

(担 当 者) [職名] 生活相談員 檀上理映子 070-8680-9874

(担当責任者) [職名] 施設長 山根 俊彦 070-8697-6042

(第三者委員) [職名] 法人監事 井上 幸生

○受 付 時 間 9:00～18:00

○電 話 番 号 084-941-6889

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

福山市役所 介護保険担当課	所 在 地／広島県福山市東桜町3番5号 電話番号／(084)921-2111 受付時間／月～金：8:30～17:00
国民健康保険団体連合会 介護保険調査指導係	所 在 地／広島県中区宝町4-23 電話番号／(082)554-0783 受付時間／8:30～17:00
広島県社会福祉協議会	所 在 地／広島市南区比治山本町12-2 電話番号／(082)254-3416 受付時間／8:30～17:00

## 10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、家族、居宅支援事業所等への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行います。

事故発生時等の担当者	施設長 山根 俊彦
------------	-----------

## 1 1. 連帯保証人

契約締結にあたり、連帯保証人を定めていただきます。

(1) 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

(2) 前項の連帯保証人の負担は、極度額 240 万円を限度とします。

(3) 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

(4) 連帯保証人の請求があったときは、事業所は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

以上

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

（介護予防）短期入所生活介護事業所 ざおう 健生苑本館

説明者職名 生活相談員

説明者氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号第 125 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 1650㎡

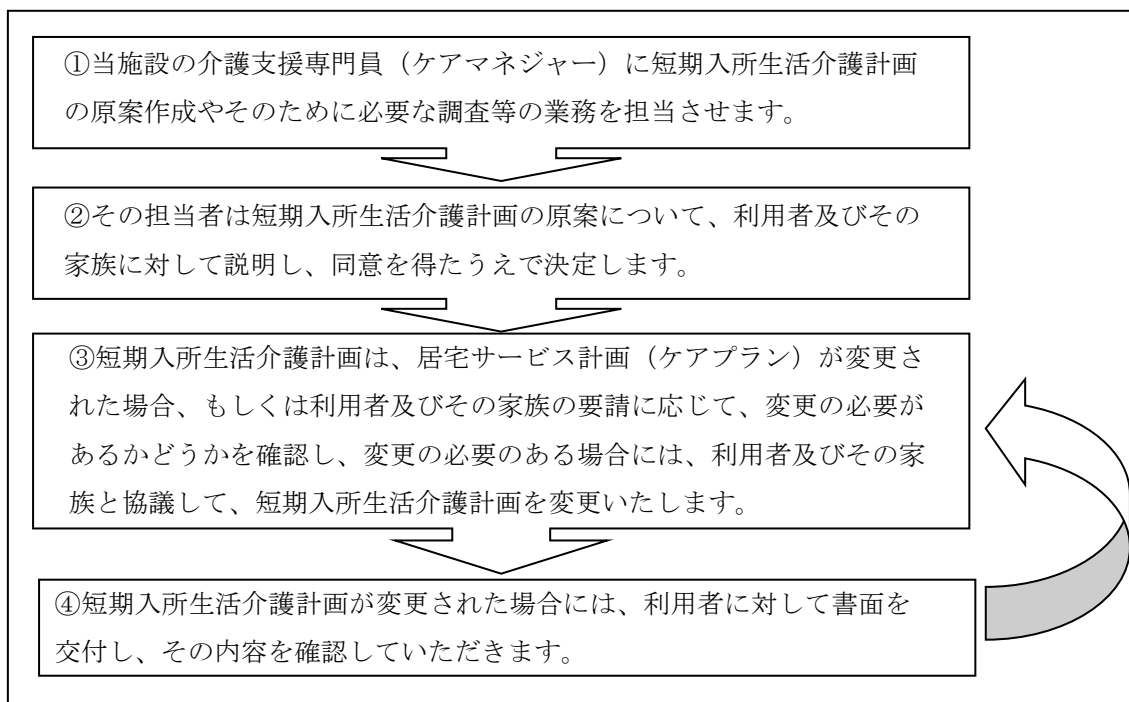
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員**——利用者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- 生活相談員**——利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 看護職員**——主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 機能訓練指導員**——利用者の機能訓練を担当します。
- 医師**——利用者に対して健康管理及び療養上の世話をします。

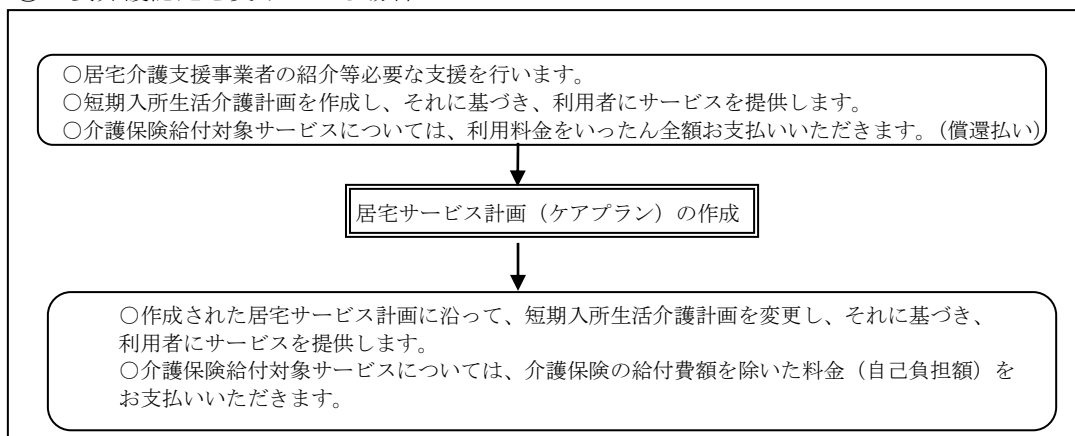
3. 契約締結からサービスまでの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

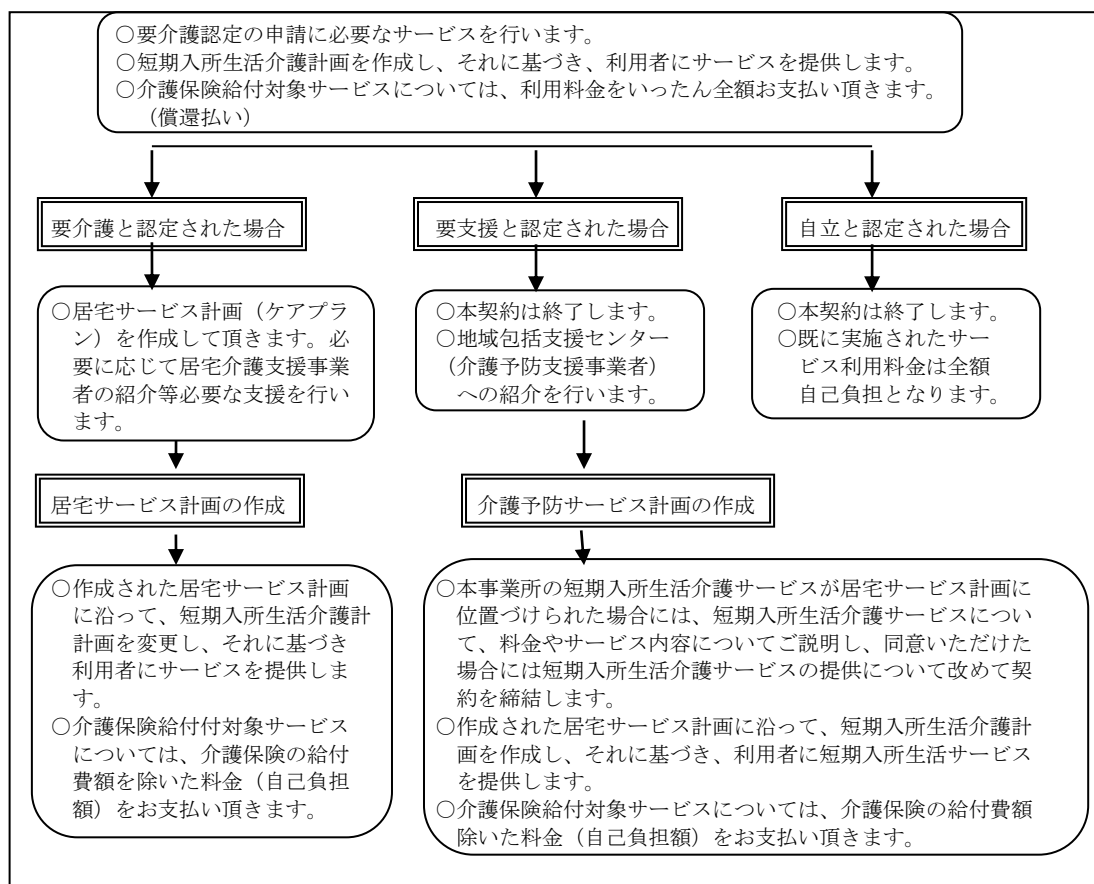


- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



#### 4. サービス提供における事業者の義務

当施設では、利用者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体を拘束する場合があります。
- ⑤利用者のサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た利用者又は家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。  
また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

##### (1) 持ち込みの制限

利用に当たり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

なまもの、危険物等

##### (2) 面会

面会時間 9：00～17：00

(但し、これ以外の時間に面会をご希望される方は事前にご連絡下さい。)

※来訪者は、面会簿に必要事項を記入して下さい。

##### (3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、食費に係る自己負担額は免除されます。

##### (4) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合には、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (5) 喫煙

施設内は全館禁煙ですので、喫煙はできません。

### 6. 損害賠償

当施設において、事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者が死亡した場合</li><li>② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又と判定された場合</li><li>③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合</li><li>④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）</li><li>⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）</li></ul> |
|---|

(1)利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院した場合
- ③ 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時のその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者及び後見人、保証人、身元引受人並びに家族が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの行為を行った場合、事業者は、文書で契約解除を通知する事により、即座にサービスを終了する事が出来ます。

\*サービス利用にあたっての禁止行為

- 1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- 2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- 3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットやSNSなどに掲載する行為。

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。